

令和4年度 高岡地区広域圏事務組合家庭系燃やせるごみ
指定袋製作等発注仕様書

高岡地区広域圏事務組合（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に発注する高岡地区広域圏家庭系燃やせるごみ指定袋（以下「指定袋」）の製作等に関する発注仕様書は以下のとおりとする。

1 業務期間

契約締結日～令和5年3月31日

2 指定袋の種類及び規格等

(1) 種類は、次の3種類とする。（別紙1 参照）

	(全長)	(幅)	(ガゼット幅)	(両端ペロの長さ)	(袋部の長さ)	(厚さ)
① 大(45ℓ)	850 mm	× 400 mm	× 125 mm	× 180 mm	× 670 mm	0.030 mm
② 中(20ℓ)	750 mm	× 280 mm	× 95 mm	× 150 mm	× 600 mm	0.027 mm
③ 小(10ℓ)	550 mm	× 230 mm	× 60 mm	× 130 mm	× 420 mm	0.027 mm

(2) 材質

高密度ポリエチレン

(3) 耐冷温度

- 30℃

(4) 袋本体の色

① 大、中、小の3種類とも、乳白（透明性を確保、ナチュラル）とする。

焼却時に灰の残らないような添加剤を混入させ、中身が確認できる程度の半透明性を確保すること。

② 顔料及びインキを使用する場合は、印刷インキ工業連合会が策定している食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠しており、耐気性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性に優れ、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないものとする。

(5) 強度

大、中、小の3種類とも、引張強度 縦方向 300kgf /cm²以上

横方向 300kgf /cm²以上 とする。

(6) 品質

外観は均質で、泡、むら、しわ、フィッシュアイ、異物の混入、ピンホール等の使用上有害な欠点がないこと。また、形状は均等で、裁断部等の仕上げが良好であり、指定ごみ袋としての品質が十分確保され、日本工業規格（JIS）Z1711-1994 の規定7.2を準用していること。

(7) 指定袋のデザイン及び文字等の色

- ① 指定袋のデザインは、大、中、小の種類に応じ、別紙2の1～3のとおりとする。
- ② 文字等の色は緑色（DIC 387相当）とする。ただし、QRコードについては下地に白色を入れ、スムーズな読み取りを可能とすること。
- ③ 別紙2の1の広告用スペース1枠の大きさは、縦80mm、横100mmとし、広告の掲載内容については、別に指示するものとする。尚、版の作成に必要な広告部分の電子データは、乙が広告主から直接受領すること。

(8) 外袋の規格等

大、中、小の3種類とも、外袋の規格、デザインの概要は、別紙3の1～3のとおりとする。

(9) 梱包の規格

大、中、小の3種類とも、それぞれ10枚1組を外袋に収め、1枚ずつ取り出せるように折り込むものとし、50組（500枚）を1ケースとしてダンボール箱（2つ以上の側面に内容物の情報等を印刷）に梱包すること。

3 事前確認及び品質検査

(1) 事前確認

- ① 袋本体、外袋、梱包用ダンボール箱のそれぞれについて、版を作成する前に原稿（電子データ又は紙に印刷したもの）を甲に提出し、校正を受けること。
- ② 本製造に入る前に大、中、小のサンプル品を1組ずつを甲に提出し、品質等の確認及び本製造開始の承認を受けること。尚、確認の結果、不備や問題点が認められた場合は、甲の指示に従い速やかに改善のうえ、再度サンプル品を提出し、確認を受けること。

※ 乙は、甲が承認したサンプル品と同品質以上のものを納品すること。

(2) 品質検査

初回納品期限までに、大、中、小それぞれについて、納品する袋本体の寸法（幅、長さ、厚さ）及び引張強度がこの仕様書に定める規格を満たしていることを示す品質証明書（国内公的機関による検査結果書原本）を提出すること。尚、検査に係る費用は全て乙の負担とする。

※ 寸法については、製造工程や材質の性格を考慮し、若干の誤差は許容するものとする。

4 指定袋の製作枚数

令和4年度における各指定袋の製作枚数は次のとおりとする。

- ① 大－45ℓ入り袋 5,000,000枚（10,000箱）
- ② 中－20ℓ入り袋 3,600,000枚（7,200箱）
- ③ 小－10ℓ入り袋 1,300,000枚（2,600箱）

5 指定袋の納品期日及び納品場所

(1) 納品期日

乙は、次表のとおり分割して指定袋を納品するものとする。

区分	大		中		小	
	枚	箱	枚	箱	枚	箱
R04. 6. 30	1,000,000	2,000	720,000	1,440	260,000	520
R04. 8. 31	1,000,000	2,000	720,000	1,440	260,000	520
R04. 10. 31	1,000,000	2,000	720,000	1,440	260,000	520
R04. 12. 20	1,000,000	2,000	720,000	1,440	260,000	520
R05. 2. 28	1,000,000	2,000	720,000	1,440	260,000	520

(2) 納品場所

指定袋の納品は、乙の管理する保管場所において前号の納品期日毎に甲の検収を受けることにより行う。

(3) 検収

前号の検収は、大、中、小の種類ごとに、次の手順で行う。この検収により梱包数が不足したものについては、乙の負担で補充を行うこと。

- ① 納品された梱包箱の保管・管理状況、数量を確認する。
- ② 梱包箱5箱を開封し、梱包数、梱包箱と外袋（個包装）の印刷内容、品質を確認する。
- ③ 個包装5組を開封し、袋本体の枚数、折り込みの状態、印刷内容、品質を確認する。
※ 品質等に疑義が生じた場合は、さらに複数組を抽出し、確認を行うものとする。
- ④ 検査に係る費用は全て乙の負担とする。

6 指定袋の納入方法及び納入場所

- (1) 乙は、配送業者からの依頼に応じて当該配送業者に指定袋を納入するものとする。
- (2) 乙は、前号の納入状況について、甲が別に指定する帳票によって、各月分をまとめて翌月の5日までに甲に提出するものとする。
- (3) 配送業者は、高岡市、氷見市及び小矢部市の各市を所管する事業者として甲が指定する三者とする。

7 指定袋の保管・管理

- (1) 乙は、甲の発注に基づき製作した指定袋について品質低下をきたさないよう適切に保管管理するものとする。

- (2) 乙は、甲と前年度受注者との3者による引渡確認書に基づき残余指定袋の引き渡しを受け、これを適切に保管管理するものとする。尚、引き渡しに係る経費は乙の負担とする。
- (3) 乙は、契約期間の終了に当たり、当該年度の残余指定袋がある場合は、甲が別途指定する日に次年度の受注者にその全量を引き渡すものとする。

8 指定袋の製作にかかる国内生産の割合

指定袋の3種類とも、国内生産ラインで20%以上生産できる体制を確保し、緊急事態に対応できるよう準備しておくものとする。

9 不良品の取扱い

- (1) 不良品とは、製造工程において発生した底抜け、印刷ミス、枚数の過不足、汚れ、損傷等の不具合により甲が販売することができない粗悪品のことをいう。
- (2) 乙は、不良品が生じないよう万全の体制をとるものとする。
- (3) 乙は、不良品の混入が確認された場合は、速やかに甲に連絡するとともに、甲の指示に従い、その原因、数量、制作時期、納入先等を調査し、調査報告書及び改善計画書を提出するものとする。
- (4) 乙は、自らが製作した指定袋について、不良品の連絡を受けた場合は、相手方に合格品との交換を申し出るものとし、交換を求められた場合は、自らの責任及び費用負担において迅速かつ適切に対応し、甲に不良品対応記録簿を提出するものとする。この対応は契約期間の終了後においても継続するものとする。
- (5) 大量の不良品が流通するなど、前号の対応では対処が不十分であると甲が判断した場合は、甲は乙に対し、在庫回収、第3項第2号と同等の品質検査、再製造等の必要な措置を命じることができるものとする。この措置に係る費用は全て乙が負担するものとする。

10 その他

- (1) 見積りに当たっては、製品の梱包、在庫品の保管業務、配送業者への納入業務及び外袋の製作等を考慮し、製作単価に盛り込むこと。
- (2) 指定袋は金券的性格を有するものであることから、その管理等には十分注意すること。